

## 「担保牛確認システム全面改修」に係るシステム開発仕様書（案）

### 1 調達件名

一般社団法人日本家畜商協会（以下「家畜商協会」という）は、各家畜商業協同組合が金融機関から新たな融資方法により資金調達のうえ導入・飼養している牛について、現在の在高及び一定期間内の異動状況を把握するために、家畜改良センターに登録されている牛個体識別データを取得して、金融機関別に会員別に分析編集した情報を各組合にメールで送信するシステム、担保牛確認システムを平成24年度に構築し、運用しているところである。

しかし、本システムは事業量の増大や情報処理テクノロジーの急激な進展に伴い、旧式化しつつあり運用面での支障を来す様になっている。

そのため29年度において、本システムの全面改修（プログラム開発、インストール、ドキュメント作成等）に係る委託業務（以下「委託業務」という。）を行うこととする。

### 2 作業の概要

#### （1）業務の目的等

この度、担保牛確認システムを再構築することにより、家畜商業協同組合（以下「家畜商組合」という）及び家畜商協会は、下記の効果を楽しむことができる。

- ① 各家畜商組合の預託牛に係る関連帳票類の迅速な配布
- ② 肉用牛担保管理事業に係る家畜商協会内諸作業の効率化による生産性の向上

#### （2）委託業務の全体概要

現在の担保牛確認システム（以下「現状システム」という）を解析し、より合理的な構成にシステム開発（詳細設計、プログラム開発）、システムインストール、マニュアル等の作成、および運用に係る各種支援。

#### （3）開発・改善業務の概要（詳細は現状システムの基本設計書を参照）

今回開発するシステムの概要は以下の通りとする。

##### ① 組合情報取込み機能

参加組合から提出されるエクセル表形式の「担保牛基本情報」「融資基本情報」を取込んで、内部でデータベース化する。

##### ② トレサ情報取込みおよびマッチング機能

家畜改良センターから提供される牛個体識別データを取り込んで、「担保牛基本情報」の妥当性確認を行い、内部データベースにその結果を格納する。

##### ③ 帳票出力

操作の要求に応じて以下の帳票類をエクセル形式ファイルで提供する。

- ・マッチング結果：担保牛基本情報と牛個体識別データとの照合結果
- ・融資契約情報一覧表、担保牛異動状況表、担保牛現在有高明細表、担保牛進捗状況一覧表、担保牛在庫一覧表、担保牛在庫評価集計表、預託管理台帳

##### ④ 処理時間に関して

- ・3分以上かかる処理には処理の進行状況を表示し、操作者を混乱させないこと。
- ・本処理の処理速度の目安はエクセル表の読み込み又は書き込みで1000行あたり1分以内とする。

##### ⑤ データベース・ソフトに関して

- ・本プログラムが作成するデータベースは複数台のパソコンがアクセス可能とする、ただし同時アクティブは1台。
- ・データベース・ソフトウェアは現状はアクセス2016で開発されているが、本開発で特に制限は設けない。

#### ⑥現状システムのサポート

本開発の開始一経過後から約2か月間、協会担当者の求めに応じて現状システムの運用支援を行うこと。

運用支援は次の様な内容とする。

- ・非正規の入力データに対するシステム不具合の調査および解決策のアドバイス
- ・非正規な操作によるシステムの異常動作に対するプログラム解析と解決策アドバイス
- ・その他異常現象発生時の調査

### 3 委託業務の推進等

#### (1) 委託業務の推進

委託業務の推進方法について提案し、家畜商協会の承認を得ること。

#### (2) スケジュール及び開発体制

平成29年9月8日までにスケジュール及び開発体制を明確にし、以下の資料を提出すること。

- ① 開発スケジュール（工程別、要員別に記載すること）
- ② 開発体制（類似業務経験者を記載）
- ③ 類似業務・開発経験・実績  
類似業務（牛トレサビリティー業務、牛流通関連業務、補助金業務）と類似システム開発の実績一覧を提出すること。従事者名を記載すること。
- ④ 開発にあたっては担保管理、預託牛の管理、牛トレサビリティー等に知見及び開発経験（コンサルティング、システム開発、仕様等）を有している担当者が当たること。類似業務の経験、開発実績の一覧表
- ⑤ 情報セキュリティ実施基準である「ISO/IEC27001」（ISMS）の認証を証明する書類
- ⑥ その他「入札の実施について（公告）」の4の（2）に定める書類

### 4 開発方法等

#### (1) 基本設計書の調整

添付基本設計書の最終確認を行うこと。仕様の内容について変更・追加があるときは基本設計書の変更・追加を行い、更新された基本設計書を納品すること。

また、変更・追加についてはその内容について協会の承認を得ること。

#### (2) 基本設計書に基づく詳細設計

- ① 基本設計書に基づき、家畜商協会の要望・意見を考慮して詳細設計を行うこと。
- ② 本仕様書に記載されていない機能であっても、家畜商協会と受注者が協議し、委託業務遂行上必要と判断されたプログラムについては追加・修正すること。  
ただし、変更量が当初の予定より大幅に増加する場合には、協会および受注者が協議し双方の了解で有効とする。

#### (3) 家畜商協会の確認

- ① 詳細設計書またはサンプルプログラム等で受注後1か月以内に家畜商協会の承認を得ること。
- ② その後も進捗状況及び問題点等を適宜報告すること。

### 5 開発環境等

- ① 本業務の遂行に必要な開発環境、及びテスト環境等についてはすべて受注者が負担すること。
- ② 開発に使用するツール、データベース、開発言語等については、受注者が任意に選定する。

## 6 開発情報の提供

### (1) 貸与物件

- ① 現状の基本設計書を紙媒体および電子媒体で提供する。
- ② 現状システムのソースプログラム一式
- ③ その他委託業務の遂行に必要な貸与物件がある場合は、事前に家畜商協会と協議の上、貸与申請を行うこと。
- ④ 貸与された物件は、厳重な管理を行い、委託業務の完了時に返却すること。

## 7 納品物

以下の納品物について、電子ファイルは適切な媒体に収録し、紙媒体はファイルに綴じて各2部納品すること。

### (1) ドキュメント類 (①～②について、電子ファイル及び紙媒体各2部)

- ① システム基本設計書
- ② システム操作説明書

### (2) プログラム類 (①～②について、電子ファイル2部)

- ① ソースプログラム
- ② 実行プログラム
- ③ その他

## 8 履行期限

平成29年12月22日(金)

## 9 納入場所

家畜商協会および家畜商協会が指定するパソコン(インストール)。

## 10 利用者への教育・訓練

家畜商協会担当者にシステムの運用・管理・維持を行っていく上で必要な教育を家畜商協会が指定した場所・日時に実施(少なくとも3回)すること。

### (1) 説明内容等

- ① プログラム内容(データベース更新、処理条件等)
- ② データベースの項目と更新タイミング
- ③ システム運用・操作

### (2) その他

上記以外で受注者が必要な事項又は協会からの要望事項があれば実施すること。  
ただし大幅な費用が増加すると判断される場合は、協会および受注者で別途協議し双方の合意を得て進めることとする。

## 11 瑕疵担保責任

### (1) 瑕疵担保期間

- ① 納入物の瑕疵担保期間は、検収後1年間とする。
- ② 検収後1年間は、不具合(不具合を解消するための軽微な変更、プログラムの更新を含む)は無償で対処すること。

### (2) 瑕疵発生時の対応

障害について問い合わせを受けた受注者は、速やかに原因究明及び復旧作業に協力しなければならない。

- ・プログラムの瑕疵による障害発生には、申告から24時間以内に一時対応し、その後の処置について協会担当者の指示を仰ぎ、誠意を持って速やかな解決を図ることとする。
- ・プログラムの変更作業等は適宜、協会担当者の了解を得て進めることとする。

### (3) 報告

障害対応を実施した際は、文書にて報告を行うこと。

## 12 家畜商協会の環境によるシステム検収

### (1) インストール及び環境設定

開発したシステムのインストール及び動作環境の設定を行うこと。

### (2) 検収の実施体制

家畜商協会は、開発を依頼したプログラムの機能等について検収・確認を行う。

### (3) 不具合の解消

不具合が確認された場合、受注者はプログラムを修正し、解消すること。

## 13 その他

### (1) 入札者の要件

- ① 仕様書に示す内容を理解できること（基本設計の内容については説明しない。）。
- ② 開発担当者は類似システムの開発経験、肉用牛及び牛トレサビリティ制度に関する知見を有すること。基本設計書を理解するためにも、牛の生産（繁殖）、肥育（導入）、家畜取引、と畜、資金調達、債権管理など業務特有の知見は必要となる。
- ③ 納入期限内に確実に履行できること。
- ④ 本システム開発のための環境が整っていること（OS、ミドルソフト、）。
- ⑤ 情報セキュリティ実施基準である「ISO/IEC27001」（ISMS）の認証を有していること。
- ⑥ その他「入札の実施について（公告）」の2に定める要件を満たしていること。

### (2) その他

検収後1年間は、家畜商協会からの当該システムに係る、運用・操作、プログラムの内容等に関する問い合わせに対処すること。

この場合、受注者が家畜商協会に出向いて頂くことがあることに留意ください。

以上